

別表第4（第2条、第6条関係）

噴出煙火の保安距離等

区分		薬量		筒の噴き出し 方向の前後 (m)	筒の側面 (m)	筒相互の間隔 (m)
噴 出	手 筒	600g以下	直立し点火するもの	—	5	1.5
			上記以外のもの	1.0	5	1.5
	花 火	600gを超え1,200g以下		1.5	1.0	2.0
		1,200gを超え1,800g以下		2.0	1.5	2.5
		1,800gを超え2,400g以下		2.5	2.0	3.0
		2,400gを超え3,000g以下		2.8	2.3	3.5
		3,000gを超え4,000g以下		3.0	2.5	4.0
煙 火	噴 水 花 火	6,000g以下		—	手筒煙火の薬量区分に準ずる。ただし、4,000gを超えるものは30mとする。	点火者の安全が保てる距離とする。

別表第5（第2条関係）

噴出煙火の保安距離等

区分		薬量		筒の噴き出し 方向の前後 (m)	筒の側面 (m)
噴 出	手 筒	600g以下	直立し点火するもの	—	4
			上記以外のもの	4	4
	花 火	600gを超え1,200g以下		9	7
		1,200gを超え1,800g以下		1.3	1.0
		1,800gを超え2,400g以下		1.7	1.3
		2,400gを超え3,000g以下		1.9	1.5
		3,000gを超え4,000g以下		2.0	1.7
煙 火	噴 水 花 火	6,000g以下		—	手筒煙火の薬量区分に準ずる。ただし、4,000gを超えるものは20mとする。

※ 消費場所の地形、周囲の状況等によりやむを得ず、観客に対して同表に定める保安距離がとれない場合で高さ90cm以上の不燃性又は難燃性の防護パネル等を観客の前に設置するときは、上記によることができる。